

知事記者会見動画及び知事メッセージ動画

制作・配信業務委託仕様書

知事記者会見動画及び知事メッセージ動画制作・配信業務委託について、福岡県を「発注者」、受託事業者を「受注者」として、以下のとおり仕様を定める。

なお、本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、本仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないものは全て実施するとともに、当該業務に従事する者に対し業務の目的及びその内容について周知徹底し、業務の遂行に当たらなければならない。

1. 委託事業の目的

知事記者会見動画及び知事が緊急で発表する重要事項に関する1分～2分程度のメッセージ動画（以下「知事メッセージ動画」という。）を撮影し、編集して動画投稿サイトにて配信することで、県民の県政への理解を促進する。

2. 委託業務の概要

(1) 委託事業名

知事記者会見動画及び知事メッセージ動画制作・配信業務

(2) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(3) 委託業務内容

①知事定例記者会見、臨時記者会見、知事メッセージ動画等の撮影

（知事定例記者会見、臨時記者会見）

- ・ 会見日時は、定例会見においては、会見実施月の初日までに、臨時会見においては会見開始2時間前までに県から通知する。
- ・ 会見開始10分前までに福岡県庁北棟8階の記者会見室または県が指定する場所において撮影準備を完了しておくこと。なお、会見の打ち合わせ等は想定していない。
- ・ 撮影場所は県が事前に確保する会見時間は発表事項1～3項目程度と、県政記者クラブ所属の記者との質疑応答で約40分～1時間程度。撮影は、開始から終了まで全て行うこと。
- ・ 会見では同時手話通訳を行っている。また、記者及び視聴者の理解を補助するため、モニターやフリップを使用する。これらが一つの画面に全て入るよう撮影を行うこと。
- ・ 臨時会見において、受注者がやむを得ない事由により福岡県庁北棟8階の記者会見室または県が指定する場所に来ることができない場合、県

にて撮影を行い、会見終了後30分以内を目途に動画データを受注者へ送付する。

(知事メッセージ動画)

- ・ 撮影日時は、撮影の3日前までに県から通知する。
- ・ 撮影開始20分前までに県が指定する場所において撮影準備を完了しておくこと。なお、事前の打ち合わせ等は想定していない。
- ・ 撮影場所は県が事前に確保する。
- ・ 撮影内容は知事からのメッセージ(1分～2分程度)と手話通訳(後撮り)とする。
- ・ 撮影時間は撮り直しや手話通訳者の後撮りも含め約1時間程度。
- ・ 受注者がやむを得ない事由により撮影ができない場合、県にて撮影を行い、撮影終了後30分以内を目途に動画データを受注者へ送付する。

②撮影した動画の編集

(知事定例記者会見、臨時記者会見)

- ・ 動画冒頭において、会見実施日及びタイトルを挿入すること。
- ・ 知事発表部分においては、発表事項毎にテロップで項目名を表示すること。また、質疑応答部分については、質問の概要をテロップで表示すること。なお、テロップで表示すべき文章については、会見終了後4時間以内を目途に県から指示する。
- ・ 撮影動画については基本的にカットすることは想定していないが、例えば、必要以上に長い間が空く等の場合には適宜カットすること。
- ・ 編集した動画については、県の確認を経ること。

(知事メッセージ動画)

- ・ 後撮りした手話通訳を挿入すること。また、必要に応じてグラフや写真、イラストを動画内に挿入する。
- ・ 字幕を付与すること。なお、知事発言内容の書き起こしは、後撮り後1時間以内に県から送付する。
- ・ 編集した動画については、県の確認を経ること。

③YouTube(チャンネル等は福岡県が指定)での配信

(知事定例記者会見)

- ・ 原則として、会見実施日翌日の朝9時にサムネイルを付してアップロードすること。
- ・ 会見実施日の翌々営業日16時までに字幕(クローズドキャプション)

を付与するとともに、同内容を動画の概要欄に掲載すること。なお、知事発言内容及び記者との質疑応答の書き起こしは、会見実施日の翌営業日の17時までに県から送付する。

(臨時記者会見)

- ・ 原則として、会見実施日当日中にサムネイルを付してアップロードすること。
- ・ 会見実施日の翌々営業日12時までに字幕(クローズドキャプション)を付与するとともに、同内容を動画の概要欄に掲載すること。なお、知事発言内容及び記者との質疑応答の書き起こしは、会見実施日の翌営業日の12時までに県から送付する。

(知事メッセージ動画)

- ・ 原則として、撮影日の翌日16時までにアップロードすること。

④成果物の提出

(知事定例記者会見、臨時記者会見、知事メッセージ動画)

- ・ 前月分の制作がすべて終了した後、その月の動画を記録媒体に記録して県に提出すること。なお、県が求めた場合、年度内5回を上限として、動画のダビング及び記録媒体の提出を随時行うものとする。

3. 令和7年度記者会見及び知事メッセージ動画の実施実績

別紙のとおり

4. 著作権についての取り扱い

本業務の中で撮影した映像で、完成物として納品される映像の著作権は、県に譲渡されたものとする。

5. 業務実施上の留意事項

- (1) 業務実施に当たっては、県の担当者と連絡調整を密にすること。
- (2) 業務を一括して第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部についてあらかじめ県の承認を得た場合はこの限りでない。
- (3) 受託者は、個人情報の取り扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、安全確保の措置を講じること。
- (4) 委託料には、業務にかかる経費（人件費、旅費、消耗品費、通信運搬費等）の一切を含む。

- (5) その他、業務を遂行する上で新たに発生した事項については、双方が十分な協議を行った上で実施するものとする。